

モジュール10

## 関係機関との連携とケース会議

モジュール10

このモジュールでは、市町村に設置される要保護児童対策地域協議会の意義と機能を中心に、虐待対応にかかわるさまざまな機関等の特性について理解を深めていきます。また、これら機関の職員等によるケース会議を開く際の具体的な進め方等についても、学んでいきます。

児童虐待への対応において関係機関の連携が重要であることについては、他のモジュールでも繰り返し述べてきました。学校・教職員が、実際に、こうした連携の場に参加するときに必要な、最低限の知識や基本的なノウハウを身に付けてもらうことが、このモジュールのねらいです。

## 虐待対応システムの強化

### ○児童虐待防止法の改正〔平成16年〕

- ・ 組織としての学校に対する早期発見義務
- ・ 虐待通告の要件の拡大(虐待と「思われる」子どもも通告)
- ・ 通告対象機関の拡大(市町村による通告の受理・安全確認)
- ・ 関係機関の協力に関する努力義務
- ・ 学校等における虐待予防の教育等の努力義務
- ・ 虐待を受けた子どもの教育・自立支援について努力義務

「予防」へのシフトと  
「支援」の一貫性の  
確保



積極的な関与

〔介入時期の早期化、  
家族機能への介入〕

### ○児童福祉法の改正〔平成16年〕

#### ・ 要保護児童対策地域協議会の法定化

→ 平成19年改正により市町村に設置努力義務(平成20年4月施行)

モジュール10

#### (虐待対応システムの強化)

モジュールの前半では、まず、要保護児童対策地域協議会について解説します。この協議会が制度的に位置付けられた背景として、児童虐待への地域における対応システムについて、「保護」のみでなく「予防」や「支援」にも重点を置いた、次なる段階への移行を要請されていたことがあります。

#### (児童虐待防止法の改正)

児童虐待に関する社会全体の対応システムの中心をなす児童虐待防止法は、施行から3年後の平成16年に改正されました。このときの改正事項の中には、特に学校にも密接に関係してくるものとして、次のような内容が盛り込まれました。

第一に、それまで直接的には個々の教職員等に課せられていた早期発見の努力義務が、学校という組織にも課されるよう、法律上の明示の規定がなされたことです。

第二に、通告義務については、「虐待を受けた」かどうかの確証がないという理由で通告が躊躇される実態があったことから、通告の対象となる範囲を、虐待を「受けた」子どもから、「受けたと思われる」子どもに拡大しました。

第三に、通告の対象となる機関については、従来、児童相談所のみとされていたものを、児童相談所以外にも、都道府県の福祉事務所のほか、市町村に対し通告を行えるようにしました。

第四に、関係機関の協力に関する努力義務の規定が設けられ、児童虐待の防止や、虐待を受けた子どもの保護・自立支援のために地方公共団体等が行う施策に対し、学校・教職員等も協力するよう努めなければならないものとされました。

第五に、虐待予防のための子どもへの教育や虐待を受けた子どもの教育・自立支援等について、学校や地方公共団体における努力が義務付けられました。

これらの改正は、児童虐待への対応を、従来からの「保護」だけでなく、「予防」や「支援」に向けても、よりシフトしていこうとするものであり、また、その際、ともすれば対応に齟齬を生じさせがちであった教育と福祉の連携を、より実効的なものにしていこうとするものでもあると言えます。

火の手があがった場所にかけて消し止めるだけではなく、小火のうちに対応できるようにしようということです。また、予防対応の強化のためには、より早期の段階で、より深く家族機能の中に介入する必要がありますから、虐待のあった家庭に対しては、子どもの見守りや、保護者への指導など継続的な支援を行っていこうというものです。

#### (児童福祉法の改正)

こうした新しい虐待対応システムにおいては、児童相談所を唯一の求心力にするような福祉中心のシステムではなく、ヒューマンサービスに関わる多くの機関の緊密な連携による対応の仕組みが必要になります。

そのために、児童虐待防止法に続き、平成16年には、さらに児童福祉法が改正され、法律上の正式な位置付けをもつ組織として、市町村に要保護児童対策地域協議会を設置できるようになりました。その後、要保護児童対策地域協議会の設置については、平成19年の法改正により、市町村に対し努力義務が課されるようになっていきます。

## 要保護児童対策地域協議会の役割と仕組み

### 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

【平成16年児童福祉法改正により制度化】

要保護児童の適切な保護等を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う

- 関係機関間の情報共有を促進
  - ※ 従来の虐待防止ネットワークでは担保できなかった構成員の守秘義務を担保（→構成員間の情報交換は円滑化）
- 市町村に設置し、都道府県や警察、民間の機関も参画
  - ※ 市町村の担当部局のほか医師、民生・児童委員、保健所、保育所、学校、警察署など
- 発見から支援まで、一貫した対応のための連携を促進
  - 《メリット》虐待の早期発見、迅速な支援開始、情報共有、役割・責任の明確化、支援内容の充実、関係機関の相互理解、職員のメンタルケア
- 関連する各種ネットワークとの相互乗り入れも前提
  - ※ 法定協議会の設置に伴い、すでにうまく機能している既存の組織を壊す必要はない

モジュール10

#### （要保護児童対策地域協議会の役割と仕組み）

これまでも、多くの市町村には虐待防止ネットワークと呼ばれるような組織がありましたが、法的根拠のある組織ではなく、必ずしも市町村職員ではないメンバーも参加していました。

虐待ケースの中には24時間体制での見守りが必要な場合もあり、地域に在住する民生委員や児童委員の参加も欠かせないことがしばしばです。

また、地域全体で、子どもや保護者を支えていくためには、これらの行政組織・機関の対応だけでなく、民間の施設や団体の力を借りることが重要となります。しかし、こうした民間機関の人たちには、地方公務員や民生・児童委員とは異なり守秘義務が課されておらず、行政機関の職員が、虐待関連の情報をこれらの人たちに提供することは困難でした。

#### （関係機関間の情報共有を促進）

要保護児童対策地域協議会（地域協議会）は、新たに法定協議会として位置付けることで、そこに参加する人たちに等しく守秘義務を課する一方、そのことにより、その構成員の間では、個人情報の取扱いをより柔軟に行えるようになっていきます。

#### （市町村に設置し、都道府県や警察、民間の機関も参画）

このような条件整備の上で、地域協議会は、要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童やその保護者に対する支援の内容に関する協議を行うこととされています。各地方公共団体（市町村）に単独で、又は複数団体が共同して設置され、当該市町村の機関だけでなく、都道府県や警察、民間等の機関も参画し、相互に密接な情報交換を行いながら、連携して、虐待事例等に対処していくこととなったのです。

これにより、産科・小児科等の医療、乳幼児健診を担う母子保健、保育所等の児童福祉、学校教育、警察など、虐待対応に密接な関連をもつ各機関が、その特性を活かしつつ、協力し合って、より一層迅速な対応を図れるようになるものと考えられます。

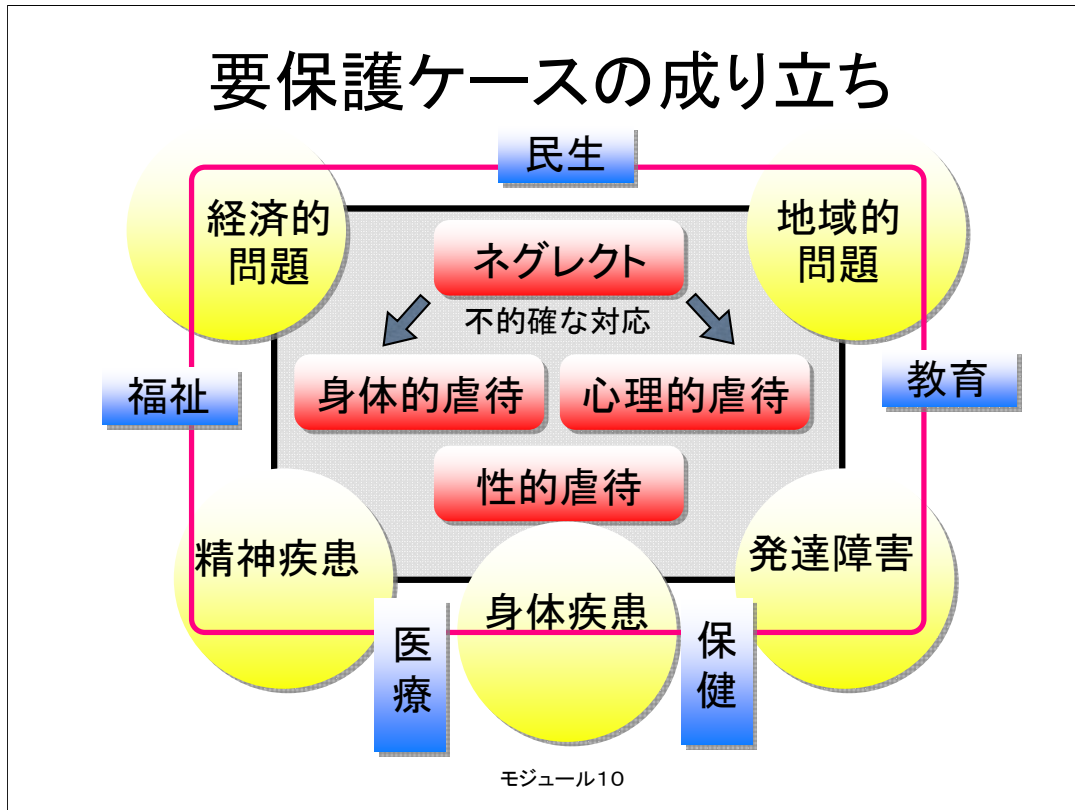
#### （発見から支援まで、一貫した対応のための連携を促進）

また、各機関の保持する情報が共有され、役割と責任が適切に分担されることで、支援の内容が充実すると期待されます。さらに、定期的な顔合わせによって、機関相互の理解が進み、そのことがお互いに支え合う関係につながることで、関係職員等のメンタルケアにもつながると考えられます。

#### （関連する各種ネットワークとの相互乗り入れも前提）

地域協議会の設置・運営指針には、もしも市町村にすでにうまく機能しているネットワークが存在する場合には、わざわざそれを壊して新たなネットワークを作る必要はないという考え方が示されています。たとえば、行動連携のためのネットワークやサポートチームがうまく虐待ケースにも対応できているならば、わざわざその体制を解体するのではなく、それを基盤にして拡充した形で要保護ネットワークに移行すればいいという考え方です。

まず、自分の市町村に、どのようなネットワークが存在するのかを確認することが大切です。



**(要保護ケースの成り立ち)**

地域協議会が取り扱う「要保護児童」とは、「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」をいうものであり、非行児童なども含まれます。要保護ケースのすべてが児童虐待関係のものとは限りません。しかし、現在、地域協議会が扱っている要保護ケースの中心は、まさしく虐待ケースです。

地域協議会の機能等についてさらに詳しく見ていく前に、ここでは、要保護ケースというものが、どのような要素・課題によって成り立ち、どのような対応を必要とするものなのかについて、虐待事例を念頭にイメージしてみましょう。

**(予防的対応)**

まず、予防的観点からは、とりわけネグレクトへの対応を誤ることでそれ以外の種別の虐待へ進行してしまうことを防ぐことが重要だと考えられます。

虐待を生じさせてしまうリスク要因にはさまざまなものが考えられます。経済的な問題、地域的な問題、親子それぞれの精神疾患、身体疾患、発達障害などです。

しかし、言うまでもなく、こうしたリスク要因を抱えていたとしても、虐待に至らずに家庭を営んでいる人たちはたくさんいます。虐待への予防的対応とは、こうしたリスク要因を的確に判断し、上の図の黒の枠組み内まで問題を進行させることなく、赤の枠でとどめることだと言えます。

要保護児童対策地域協議会の制度化以降、児童虐待を含めた子どもと家庭に関する相談事業の一次的な窓口は、市町村に統合されており、予防的対応に関しては、市町村がその役割の中核を担うことが想定されています。

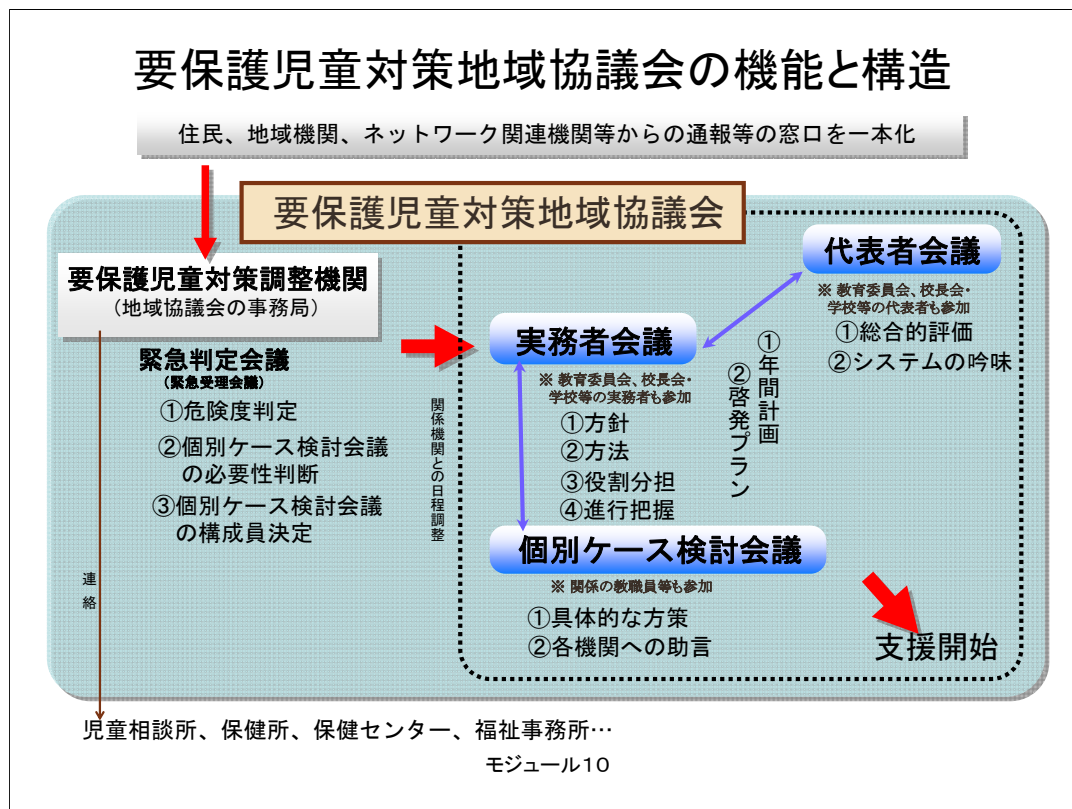
**(保護及び支援)**

一方、不幸にして黒の枠内にケースの状況が進行してしまった場合には、虐待を受けている子どもの保護や、自立の支援、虐待する保護者に対する指導・支援などの対応が求められるようになります。これらの二次的な対応のシステムにおいては、児童相談所や都道府県の担当部局による措置も発動することになります。

**(関係機関による連携・協力の必要性)**

このような要保護ケースの成り立ちを見ても、児童虐待への対応には、それぞれの段階でさまざまな機関が関与し、関係機関との協力の下に、それぞれの機関が適切な役割を果たす必要があることがわかるでしょう。地域協議会は、こうした市町村や児童相談所等の対応に連動して、関係するさまざまな機関が密接な連携を保てるようにするために構想されたものということが出来ます。





### (地域協議会の機能と構造)

地域協議会については、市町村の規模や児童家庭相談体制にもよりますが、法律に基づく「要保護児童対策調整機関」としての事務局のほか、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層の会議により構成されることが多いようです。

#### (要保護児童対策調整機関（協議会の事務局）)

調整機関となる事務局は、一般に、さまざまな問題の相談窓口になると同時に通告の受け皿になります。通告があった場合、そのケースの緊急度を判断し、必要ならば検討会議を開催することになります。このとき、事務局は関係する専門機関との連絡も担当します。

#### (実務者会議)

ネットワークの中核を担うのが実務者会議です。実務者会議は定例で開催される以外にも随時開催され、ケースに対する方針の策定と支援方法の決定、各機関の役割分担とケースの進行管理に当たります。教育関係では、教育委員会や校長会・園長会又は個々の学校・幼稚園の関係者などがこの会議に参加することが想定されます。

#### (個別ケース検討会議)

個別ケース検討会議（個別支援会議）は当該のケースに実際に関わっている機関や人が作る対応チームの会議です。個々の担当教職員が地域協議会に参画するのは、多くの場合、この会議への参加という形になります。

#### (代表者会議)

代表者会議は、関係機関の代表者により構成され、ネットワーク全体の方向性を決める最高機関で、教育委員会であれば教育長や担当課長等の責任者レベルの者が参加する形となります。

要保護児童対策地域協議会が機能し始めると、各学校は、虐待を疑った場合に教育委員会に報告を上げることで、教育委員会が地域協議会の事務局にその情報を伝えるべきかどうかの判断を行い、必要な場合には即時にネットワークとしての対応をスタートさせることが可能になります。

## 機関連携の考え方

### ☆ 虐待ケースへの介入は、さまざまな水準で行われる

- 修復的介入(主として医療・保健福祉)
- 発達支援的介入(主として保健福祉・教育)
- 生活基盤への支持的介入(主として民生・福祉)

○ 機関連携とは、それぞれの機関が有している専門性を組み合わせること

○ 役割分担に当たっては、「人」の要因についても配慮

～ 人間性の要素(「あの先生とあの父親の関係であれば、言える」など)も考慮して機能的なチームづくり

○ 機関連携は、常に評価と組み直しを繰り返しつつ進んでいくもの

※ 役割分担の実際の形等は、人事異動などによっても変動する

>>> 機関間の連携の成否を決するのは機関内連携

～ 学校として引き受けた役割に対しては、学校全体で組織的に対応

モジュール10

#### (機関連携の考え方)

ここで、機関連携に関する考え方について、再度確認しておきましょう。

#### (虐待ケースへの介入は、さまざまな水準で行われる)

虐待ケースへの介入には、さまざまな水準があり、異なる水準の介入には、それぞれ異なった機能があります。

精神疾患に対する治療を行ったり、積極的な家族カウンセリングを行うなどの修復的介入は、主として病院や福祉施設などの専門機関で行われます。

子どもの発達を支援する介入の中心は、福祉機関、教育機関の双方の連携により進める必要があります。学校教育の果たす役割も大きい領域です。

経済基盤や就労支援などのような、家庭の生活基盤を支えるための介入もあります。これらについては、主として市町村等の民生関係部局や、福祉関係機関の役割が中心になるでしょう。

#### (「専門性の組み合わせ」という考え方)

機関連携とは、それぞれの機関が有している専門性を踏まえ、それを組み合わせるということでもあります。

しかし、実際の連携の場面において、それぞれの専門性にこだわるあまりに、「これば学校の仕事ではないから手を出さないでください」、「これは福祉の仕事だから福祉がします」といった言い方がなされることも、しばしばあります。このような考え方のみで機械的に対応していくだけでは、連携の効果を最大限に発揮させることはできないでしょう。

#### (「人」の要因についても配慮)

虐待への介入とは、実際には、人が人を支えることですから、そこにかかわる各人の人間的特性が大きく関係してきます。「あの先生とあの父親との関係であれば、言える」とか、「家庭訪問はたしかにワーカーの仕事だけれど、担当が交代してまだ一面識もない状態ではこれほど微妙な話はいにくい」といった事態も、現実の問題として起こるのです。

そこで、最近ではこうした人間性の要因を配慮しながら、機能的なチームを作ろうという考え方も強まってきました。もちろん、これは人の要因にすべてを委ねるという意味ではなく、それぞれの関係者がより動きやすく、より実効的な支援ができるような役割分担をしていこうという考え方だと理解してください。

#### (常に評価と組み直しを)

「人」の要因は、当然ながら、人事異動などによっても変動します。機関連携は常に評価と組み直しを繰り返す作業だということも、念頭に置いて下さい。

#### (機関間の連携の成否を決するのは機関内連携)

なお、機関どうしの連携はきわめて重要ですが、実は、機関間の連携の成否を決するのはそれぞれの機関内の連携です。生徒指導の担当者がどんなにチーム会議の場で情報を受け取っても、学校に戻ると担任や管理職の理解を得られないで孤軍奮闘しているというのでは、機関連携にはなりません。その教員が異動すれば、すべてが元の状態に戻ってしまうこととなります。チーム対応をすることは、学校にできないことは他の機関にってもらうということでもありますが、裏返せば、学校にできることについては最善の校内体制を作って学校全体として責任を持つ、という意味でもあるのです。

【機関連携の考え方】

ケース特性からくる困難さ

困難なケースに対応するとき

- ケース特性から生じる困難さを劇的に低減させるような「魔法」は存在しない
  - チーム対応の体制を整えた上で、個々の対応技量を向上させる以外にない
  - その問題の解決にどのくらいの時間がかかるか、どのような条件が必要かは、吟味しておくことが重要
    - ※ 出口のイメージを持つ
  
- 困難ケースに対応していくための絶対的な前提は、「自分自身の健康を守る」こと

モジュール10

(ケース特性からくる困難さ)

どのようにチームを組んで努力をしても、対応が困難なケースというのは存在します。対応の困難さがチーム内の管制塔がないといったチーム内の要因からくるのであれば、改善の余地はあるでしょう。

(ケース特性からくる困難さを劇的に低減させる魔法は存在しない)

しかし、ケースの特性そのものがきわめて困難である場合には、それを劇的に解消するような魔法は存在しません。チーム対応の体制を整えた上で、個々の対応技量を根気よく向上させていく以外にないのです。

困難ケースに対応するときには、問題の解決までどのくらいの時間がかかるのか、どんな条件が揃ったら解決につながるのか、というイメージを持つようにすることも大切です。出口のイメージすら持つことができない中にいるよりも、はるかに気持ちが楽になります。

(自分自身の健康を守る)

なお、対応に当たる個人個人ができることがひとつあります。それは、自分自信の体と心の健康を守る、ということです。自分自身の最善をいつでも発揮することができるようにしてほしいと思います。

## ケース会議の進め方

### ケース会議を進めるに当たって

～ 実効的な協議のためのポイント～

#### ○ 目標設定は具体的に

※ 「母親との信頼関係をつくる」といった抽象的な目標だけでなく、「今度の運動会には母親にも観戦に来てもらう」といった具体的な目標の設定に努力

#### ○ 「誰が、何を、いつまでに、どうやって」を確認

～ 次の会議の開催時期が必然的に決まるような流れの会議は、うまくいっている

#### ○ いちばん困っている人(機関)に焦点を当てる

#### ○ 無理に「一致」ではなく、「共有」を目指す

#### ○ 会議で決まった事項は、(最後に)全員で再確認

モジュール10

#### (ケース会議の進め方)

以上を踏まえた上で、具体の虐待ケースにおける機関連携の方針と実際の役割分担を決める、ケース会議の進行について、詳しく見ていきましょう。

ケース会議とは、個別の虐待ケースの支援等に当たり、その援助方針、具体的な方法及び時期、各機関の役割分担、連携方法などを検討する協議の場です。例えば、一般に、個別の支援計画の検討などもケース会議の協議題となります。地域協議会の中でいえば、「個別ケース検討会議」に相当するものです。

ケース会議は、必要に応じ、それぞれのケースごとに組織され、さまざまな立場の関係者がそれぞれの思いを持って参加してきます。このような会議を形式的なものに終わらせず、実効ある協議の場として機能させていくためのポイントを、いくつか紹介します。

#### (目標設定は具体的に)

ケース会議における話し合いでは、まず、具体的な目標設定に努める(操作的な定義を徹底する)ようにしましょう。「母親との信頼関係をつくる」という目標では、具体的にどうすればいいのかわかりません。「今度の運動会には母親にも観戦に来てもらう」という目標であれば明確になります。

#### (「誰が、何を、いつまでに、どうやって」を確認)

目標に対して、「誰が、何を、いつまでに、どうやって行うのか」も話し合う必要があります。「学校は引き続き見守りを、何かあったら児童相談所へ」という決定では、具体的に何をどう見守ればいいのか、何かあったら連絡すればいいのかわかりません。「運動会当日までに、担任と校長が、母親に対して少なくとも一度は、『ぜひ見に来てください』と直接話をする」という決定であれば、アクションは明確になります。当然、こうした目標設定ができていない場合には、「運動会が終わったら一度状況を確認しましょう」という話にもなります。つまり、次回の会議または情報交換の時期が必然的に決まるような流れで進んでいる会議は、うまくいっているのだということができていでしょう。

#### (いちばん困っている人(機関)に焦点を当てる)

会議の進行にあたっては、参加者の「困り方」に必ず濃淡があります。参加者の中でも、いちばん困っている人やその機関を支える、という視点で会議を進めることが、チームが長く求心力を持ち続けるために大切な要素です。「わからない人は切り捨てる」という姿勢の会議進行では、やがて参加者は「困っても会議では言えない」という気持ちになり、チーム対応は空中分解してしまいます。

#### (無理に「一致」ではなく、共有を目指す)

各機関には独自の機能があり、制約もあります。無理にすべての事柄についての一致を目指すのではなく、ケースについての評価や、各機関の専門性に基づく知識の共有を目指して下さい。「押しつけられた」というような印象を持たれてしまう会議ではいけないということです。

#### (会議で決まった事項は、全員で再確認)

会議で決まった事項は、(最後に)全員で再確認することが大切です。同じ会議に参加している、それぞれの受け止めは意外なほどに異なっていることも多いのです。



## 関係機関の理解①

### 公的機関等

- 市町村の対応窓口
- 福祉事務所
- 児童相談所
- 民生委員・児童委員
- 保健所・保健センター
- 警察
- 医療機関

モジュール10

#### (関係機関の理解—公的機関等)

最後になりましたが、虐待ケースへの対応に関係してくるさまざまな機関について、おおよその理解をしておきましょう。

まず、虐待防止等に関わる行政上の対応を担う公的機関や医療機関についてです。

#### (市町村の対応窓口)

市町村の対応窓口とは、市町村における虐待通告受理の窓口となる機関ことであり、多くの場合、要保護児童対策調整機関、すなわち要保護児童対策地域協議会の事務局に当たる部局がこの対応窓口となります。

地域協議会の制度化に伴い、児童虐待を含めた子どもと家庭に関する相談事業の一次的な窓口は市町村に統合されました。

#### (福祉事務所)

福祉事務所は、生活保護をはじめ、児童・高齢者・母子・障害者福祉の総合窓口として相談に応じ、必要な援護や指導を行っています。都道府県及び市には設置が義務付けられており、町村については任意設置となっています。

特に、都道府県の設置する福祉事務所については、虐待通告の受理窓口の1つともなっています。

#### (児童相談所)

児童相談所は、各都道府県・指定都市に設置され、児童福祉に関する業務を総合的に行っています。虐待、養育等についての養護相談をはじめ、子どもに関するさまざまな相談に応じています。また、家庭で養育できない子どもを施設に入所させたり、里親に委託する場合には、児童相談所長から都道府県知事への報告がなされ、その報告に基づき措置が決定されます。また、措置決定までの間、一時的に子どもを預かる一時保護所も所内に設けられています。

なお、児童相談所等では、直接、虐待の通告を受けるほか、市町村や県福祉事務所に通告された虐待事例のうちでも、特に、緊急性・要保護性が高いと認められたものは、児童相談所に送付されることになります。

#### (民生委員・児童委員)

民生委員は、地域住民の相談に応じ、関係機関と協力して、社会福祉に関する援助・助言等を行う民間の奉仕員です。すべての民生委員は、児童委員を兼ねるものとされています。

児童委員は、地域の児童や妊産婦の状況を把握し、必要な援助を受けられるようにしたり、福祉サービスを行う者との連絡調整を行うことを職務としています。

虐待を受けた子どもやその保護者の地域での見守りには、民生委員や児童委員の協力も欠かせません。市町村窓口等への虐待の通告は、児童委員を介して行うことも可能とされています。

#### (保健所・保健センター)

都道府県の保健所や市町村の保健センターは、各種の乳幼児健診などを通じて、家庭の状況や親子関係についての情報を持っていることが多い機関です。また、必要に応じて家庭訪問もすることができます。

#### (警察)

警察は、現在では、虐待による死亡事故等の防止に向けて積極的に介入する方針になっています。また、警察の中にも非行や薬物利用などについての相談機能があります。

#### (医療機関等)

医療機関はさまざまな局面で力を発揮します。育ちの中で生じた問題でも、改善には薬物治療などが必要なケースはたくさんあります。経済的な問題などから、一般の医療機関を利用できないケース等では、福祉事務所の中の家庭児童相談室や、医療機関に所属するメディカルソーシャルワーカーなどと相談して、方策を探ることもできるかもしれません。

## 関係機関の理解②

### 児童福祉施設・里親等

- 児童養護施設
- 乳児院
- 里親 / 養育里親
- 小規模住居型児童養育事業者 (ファミリーホーム)
- 児童家庭支援センター (子ども家庭支援センター)
- 情緒障害児短期治療施設
- 発達障害者支援センター
- 児童自立支援施設

モジュール10

#### (児童福祉施設・里親等)

次に、児童福祉にかかわる施設や、社会的養護の受皿となる里親等についてです。

#### (児童養護施設)

児童養護施設は、原則として乳児を除き、保護者のいない児童、虐待されている児童等を入所させ、保護者に代わって、その子どもの養護（養育）を行っています。

#### (乳児院)

乳児については、児童養護施設とは別に、乳児院が設置されており、保護の必要な乳児は乳児院に入所し、養育されます。

#### (里親／養育里親、小規模住居型児童養育事業者)

さらに、要保護児童の養育を行う者としては、これらの入所施設以外にも里親がいます。里親は、都道府県知事の決定に基づく委託を受け、要保護児童の養育を行っています。里親制度に関しては、平成20年の児童福祉法改正（平成21年4月1日施行）により、養子縁組を前提としない里親（養育里親）の制度も新たに創設されることとなりました。

同法改正では、虐待を受けた子ども等を養育者の住居において養育する「小規模住居型児童養育事業」（ファミリーホーム）の制度化も同時に図られています。

#### (児童家庭支援センター)

児童養護施設に併設されていることも多いのですが、児童家庭支援センター（子ども家庭支援センター）という施設もあります。児童相談所よりも一層地域に密着した施設として、児童相談所等と連携しつつ、きめ細やかな相談支援等を総合的に行っています。

#### (情緒障害児短期治療施設)

情緒障害児短期治療施設は、もともと軽度の非行などを対象として設置された施設です。治療施設と名乗る通り、心理治療の専門職を擁しています。虐待事例の増加に伴い、現在では、その業務のかなりの部分を、虐待を受けた子どもへの対応が占めるようになっていきます。

#### (発達障害者支援センター)

発達障害者支援センターは、発達障害者支援法の施行に伴って、各都道府県に1カ所の目安で設置が進んでいます。発達障害を基盤に持っている虐待ケースなどでは、大きな力になると思われます。

#### (児童自立支援施設)

児童自立支援施設はかつて教護院と呼ばれていた施設です。非行行為のあった子どもたちを中心に生活指導と矯正教育を行う施設ですが、制度改正により、虐待を受けた子どもも入所できるようになりました。